

千代田区立図書館資料収集方針

平成 13 年 4 月 1 日策定

改正 平成 20 年 3 月 25 日 19 千区文発第 537 号

平成 21 年 9 月 3 日 21 千区図文発第 179 号

平成 25 年 4 月 1 日 25 千区図文発第 102 号

1 目的

公共図書館の任務は、健康で文化的な生活を営むために、知る権利・学習する権利を有する人々に対し、資料を提供することである。

千代田区立図書館は、千代田区民および千代田区立図書館利用者に対して、学習・調査研究・暮らしやレクリエーションなどに必要な資料や情報を提供し、生活が創造性に満ち、豊かでうるおいのあるものとなるよう、次の視点により資料収集を図る。

2 収集方針の基本的な考え

- (1) 区民および千代田区立図書館利用者の要求に基づいて資料を収集する。また潜在している要求や将来想定される区民の要求も考慮する。
- (2) 千代田区立図書館の各館は、必要に応じ、それぞれの地域性と役割を踏まえ、資料を分担して収集する。
- (3) 千代田区に関する資料は、積極的に収集する。
- (4) 図書・雑誌などの紙媒体の資料、録音・映像などの視聴覚資料のほか、電子図書などのデジタルコンテンツも積極的に収集する。
- (5) 通常の図書資料では利用しにくい場合を考慮して、大活字本・録音資料などを収集する。
- (6) 外国語資料についても幅広く収集する。特に日比谷図書文化館は、日本、江戸及び東京について紹介した資料を積極的に収集する。
- (7) 中高生が進路や職業選択や人生について思索する際に参考となる資料を収集する。
- (8) ビジネスパーソンの支援となる資料を幅広い媒体で積極的に収集する。
- (9) 従来の参考資料に加え、セルフレファレンスを促進するためのデータベース等を積極的に収集する。特に日比谷図書文化館は、ビジネスに役立つデータベース等を積極的に収集する。
- (10) マンガの収集は、一定の方向性を示し、必要な収集を行う。
- (11) すべての資料は、技術の進展に合わせ最適の媒体で収集する。

3 資料選定方針

上記収集方針の遂行のため、以下の選定方針により資料（寄贈資料を含む）を選定する。

- (1) 各分野の基本的な資料を選定する。
- (2) 最近の話題や情勢についての資料は積極的に選定する。
- (3) 「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会採択 1979 年改訂）の立場を尊重して選定する。

ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

ウ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。

エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制をしない。

オ 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

- (4) 対象とする主題に最適かつ最良の資料を選定し、提供できるように努める。
- (5) 高度な専門書や特殊な資料、高額な資料は、選定しない。ただし、地域資料及び図書館の蔵書として必要と認められるものについては、この限りではない。特に日比谷図書文化館は、官庁街・ビジネス街としての日比谷の地域性に立脚した高度な専門書や特殊な資料、高額な資料については厳選して収集する。
- (6) 特殊装備の資料や形態が複雑な資料は、原則として選定しない。
- (7) 学習や各種試験の受験参考書・問題集は、対象と媒体を考慮して選択的に選定する。
- (8) 外国語資料は、利用者にとって必要と思われる言語を選択的に選定する。
- (9) 特定の機関や団体の宣伝となる資料は選定しない。
- (10) 特定の機関や団体及び個人を誹謗中傷するような資料は選定しない。
- (11) 暴力や犯罪を容認したり、残虐性を助長する資料、人権への配慮に欠ける資料及び性的表現が過激な資料は選定しない。
- (12) 多量に出版されている類似的な資料については、著者や出版社などを参考に選定する。

3 その他

その他図書館の資料収集に関し必要な事項は別に定める。